

東日本大震災への対応



目次

- i 浦安市の被害の概要
- ii 被災地の土地利用の状況
- iii 被害の状況写真
- iv 震災発生からこれまでの主な動き
- v ライフラインの復旧の推移
- vi 地盤に係る住家被害認定の運用の見直し(内閣府)
- vii 航空レーザー計測による震災前と後での変化
- viii 原因究明と対策検討

i 浦安市の被害の概要

主な被害項目	数 値
被災者数※1	96,473 人
被災世帯数※1	37,023世帯
液状化面積※2	約1,455ha
下水道破損地区面積	約820ha
道路の被害延長	111.8km
応急危険度調査対象	8,878戸

※1
被災者数及び被災者世帯数は、平成23年2月28日現在の住民基本台帳と外国人登録台帳を基に算出した。

※2
空中測量で作成した地図からコンピュータ処理により算出した。



ii 被災地の土地利用の状況



iii 被害の状況写真



入船地区



入船地区



荒浜地区



荒浜地区



見明川中学校運動場の液状化



高洲地区警察官舎の陥没



明海小学校の液状化



市内私立学校玄関の陥没



舞浜の傾くバス停



中央公園野球場脇の道路



千鳥地区の液状化



高洲地区の道路の様子

7



日の出地先護岸（葦地公園）



高洲中央公園（耐震性貯水槽）



明海地区のせり上がったマンホール



明海地区のせり上がったマンホール

8



湧川沿いの歩道



湧川沿いの歩道



湧川沿いの緑道



湧川の護岸



日の出護岸



日の出護岸



日の出護岸



湧出土砂仮置場

iv 震災発生からこれまでの主な動き

日	主な動き
3月11日	東北地方太平洋沖地震発生(14:46) 災害対策本部設置(15:50) 全小・中学校に避難所を設置 市ホームページに緊急災害ページを設置 重要なお知らせメールサービスで地震関連情報配信開始 ツイッターを活用した地震関連情報提供開始 広報車による市内パトロール広報実施
3月12日	建築物の応急危険度判定調査開始 自衛隊による給水活動開始 各避難所・給水所に災害情報掲示板を設置 ジェイコムで「災害対策本部からのお知らせ」の臨時放送開始 建設業協力会などが道路応急復旧作業の応援開始 ボランティアを活用した広報活動開始
3月13日	政府が東北地方太平洋沖地震による災害を激甚災害に指定 市ホームページでジェイコムで放送した災害対策本部からのお知らせの動画配信を開始 東京電力が計画停電実施を発表
3月14日	東京電力に対し抗議の意思表示 被害状況について市長緊急記者会見(13:00)
3月15日	東京電力が市の訴えを受け浦安市を計画停電実施対象から除外
3月16日	自治会連合会への説明会を実施
3月17日	広報うらやす号外発行(震災) 東京電力が浦安市全域を計画停電対象地域へ再編入 浦安市で初めて計画停電が実施される(14時44分ころ～17時10ころ)

11

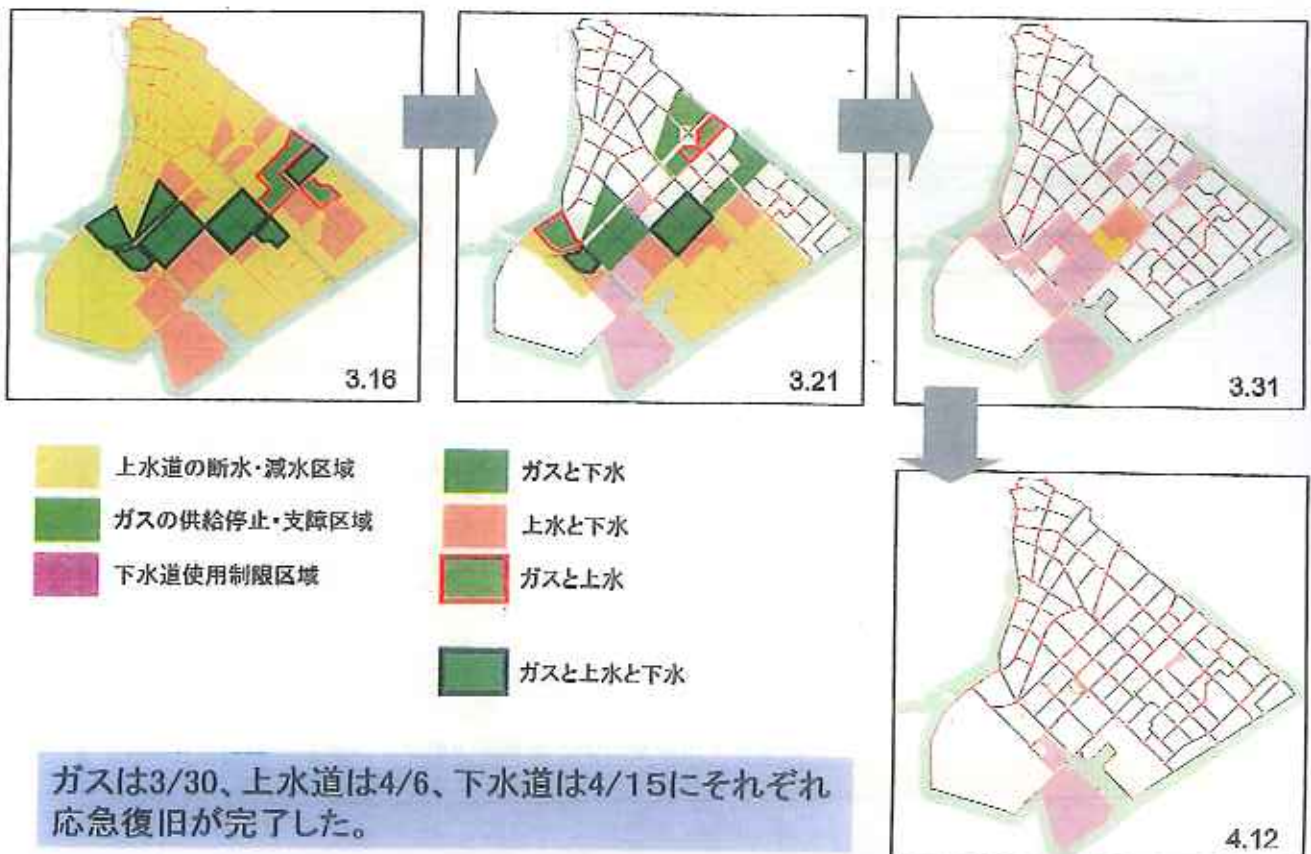
日	主な動き
3月18日	資源エネルギー庁長官に対し、計画停電エリアからの除外を要請 浦安市で2回目の計画停電が実施される(19時10分ころ～20時40分ころ)
3月19日	市災害対策本部の要請を受け、市内のホテルなどで入浴などの特別支援を開始 市ホームページの緊急災害ページの情報をカテゴリー別に整理し公開 市ホームページへのアクセス集中による混雑緩和の応急対策として日本IBM株式会社の協力によりミラーサイトを開設
3月20日	Uセンターでの入浴支援サービス開始
3月21日	総務大臣へ千葉県議会議員選挙の浦安市での執行延期を要請(21日、22日、23日、26日に2回の計5回要請) 千葉県選挙管理委員会へ千葉県議会議員選挙の浦安市での執行延期を要請(21日～24日、26日に2回の計6回要請)
3月23日	浦安市で3回目の計画停電が実施される(19時ころ～20時30分ころ)
3月24日	浦安市が災害救助法の適用を受ける(3月11日にさかのぼって適用) 自衛隊が浦安市での活動を終了 県水道局の放射性ヨウ素131の測定結果速報を受け、乳児への水の配付を決定 浦安市災害寄付金の募集を開始 分譲集合住宅管理組合への説明会を実施
3月25日	自治会連合会への説明会を実施
3月26日	市が災害救助法の適用を受けたことにより、東京電力は、中町・新町地区を中心とした地域を計画停電の対象から除外 家屋被害認定調査開始 広報うらやす号外発行(統一地方選挙)
3月27日	今川自治会の説明会へ参加
3月28日	●中町・新町地区の全戸調査を開始●
3月30日	京葉ガス株式会社が応急復旧工事完了
3月31日	建築物の応急危険度判定調査完了

12

月/日	主な動き
4月6日	千葉県水道局が上水道の公共部分の応急復旧工事を完了 舞浜三丁目自治会の説明会へ参加
4月12日	広報うらやす被災者支援特集号発行
4月14日	広報うらやす号外発行(統一地方選②)
4月15日	公共下水道の応急復旧完了
4月19日	猪瀬東京都副知事が視察
4月25日	災害に係る住宅の被害認定基準運用指針の見直しを求める要望書を千葉県に提出
4月27日	り災証明書の発行対象となる方に、り災証明申請書を郵送
4月28日	東日本大震災による液状化被害への対応に関する要望書を国に提出
5月1日	罹災証明書の発行開始
5月2日	災害対策本部を災害復興本部へ名称変更 国が罹災証明の被害判定基準を緩和
5月17日	参議院国土交通委員会が視察
5月20日	東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う要望書を千葉県知事へ提出
5月23日	五十嵐文彦財務副大臣が視察
5月31日	東日本大震災復旧・復興対策特別委員会が視察 市内の大気中の放射線量を簡易測定器RDS-30(MIRION Technologies社製)で測定開始(以後毎週)
6月18日	菅直人首相が視察
7月15日	被災者支援特集号②を発行
7月20日	東北地方太平洋沖地震による地盤変動状況を示す標高段彩図と標高差分図を市HPで公開開始
7月22日	第1回浦安市液状化対策技術検討調査委員会合同会議を開催
7月23日	支援制度などに関する説明会を開催(26日にも2度開催し、計3回行う)
8月19日	東京都下水道局へ感謝の意を伝えるため市長が石原都知事を表敬訪問

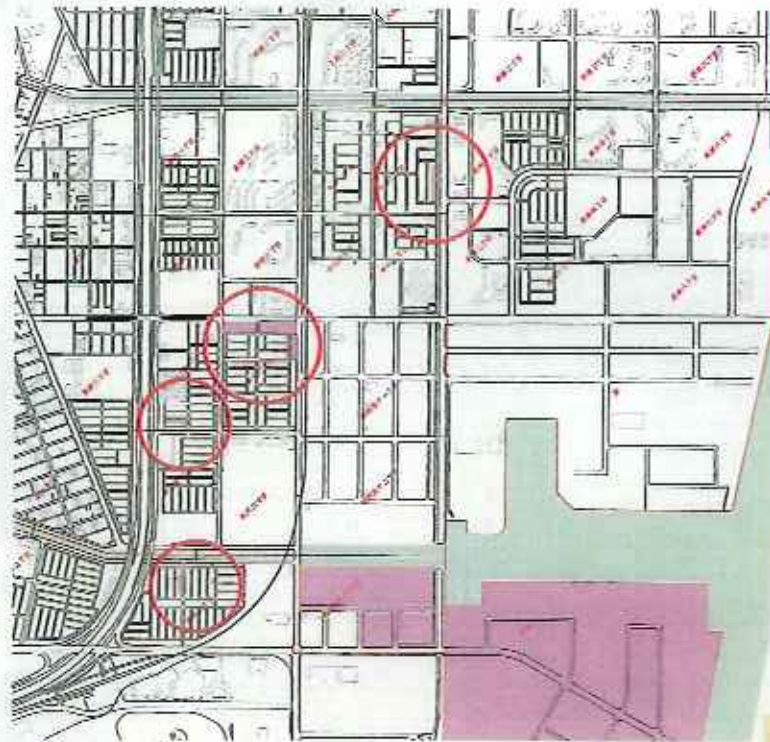
13

Ⅴ ライフラインの復旧の推移



14

下水道の使用制限(4月13日現在)



使用制限地区

下水道の使用制限対象世帯は
269世帯

対象人口は
772人

※住民基本台帳及び外国人登録台帳より算出

町丁目別の対象世帯と人口

使用制限地区	世帯	人口
今川 2丁目の一部	18	47
弁天 1丁目の一部	20	49
弁天 2丁目の一部	202	613
鉄鍋通り 3丁目の一部	11	11
舞浜 3丁目の一部	18	52
千鳥	0	0
合計	269	772

通常、丁目単位での集計は可能だが、丁目の一部、更には、街区の一部となると住民記録データと連携したGISがない限り集計は困難

多岐路下止

	ガス		上水道		下水道	
	供給停止戸数	復旧率	断水戸数	復旧率	使用制限世帯数	復旧率
3月12日 土	5,100					
3月13日 日	5,210		33,000	0.0%	7,300	0.0%
3月16日 水	8,631	0.0%	33,000	0.0%		
3月17日 木	8,147	5.6%	33,000	0.0%	8,661	0.0%
3月20日 日	6,876	20.3%	4,000	87.9%	11,908	0.0%
3月25日 金	3,696	57.2%	4,000	87.9%	8,172	31.4%
3月30日 水	0	100.0%	4,000	87.9%	7,476	37.2%
4月4日 月			1,200	96.4%	5,776	51.5%
4月6日 水			0	100.0%	4,568	61.6%
4月11日 月					456	96.2%
4月15日 金					0	100.0%

vi 地盤に係る住家被害認定の運用の見直し(内閣府)

【見直しの経緯】

○災害による住家被害については、国が技術的助言として示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成21年6月 内閣府)等に基づき、市町村が被害程度を認定し、罹災証明書を発行している。

○一方で、これまでの住家被害認定の調査・判定方法では、今回の東日本大震災の地盤の液状化による住家被害の実態に即していない。

○このため今回の災害における液状化被害等の実態を踏まえながら、住家被害認定の運用の見直しが行われた。

【見直しの主なポイント】

○傾斜による判定の追加(基礎と柱が一体的に傾く場合)

基礎と柱が一体的に傾く場合、外壁又は柱の傾斜により、被害程度を判定する。

外壁又は柱の傾斜	被害程度	
	変更前	変更後
6cm以上	全壊	全壊
2cm以上6cm未満	一部損壊	大規模半壊
1.2cm以上2cm未満	なし	半壊

※外壁又は柱の傾斜は、120cmの垂直高さに対する水平方向のずれで表している。

これまでの基準で一部損壊と判定された方のうち、1.2cm以上の傾きがある場合に被害程度が変更になる。



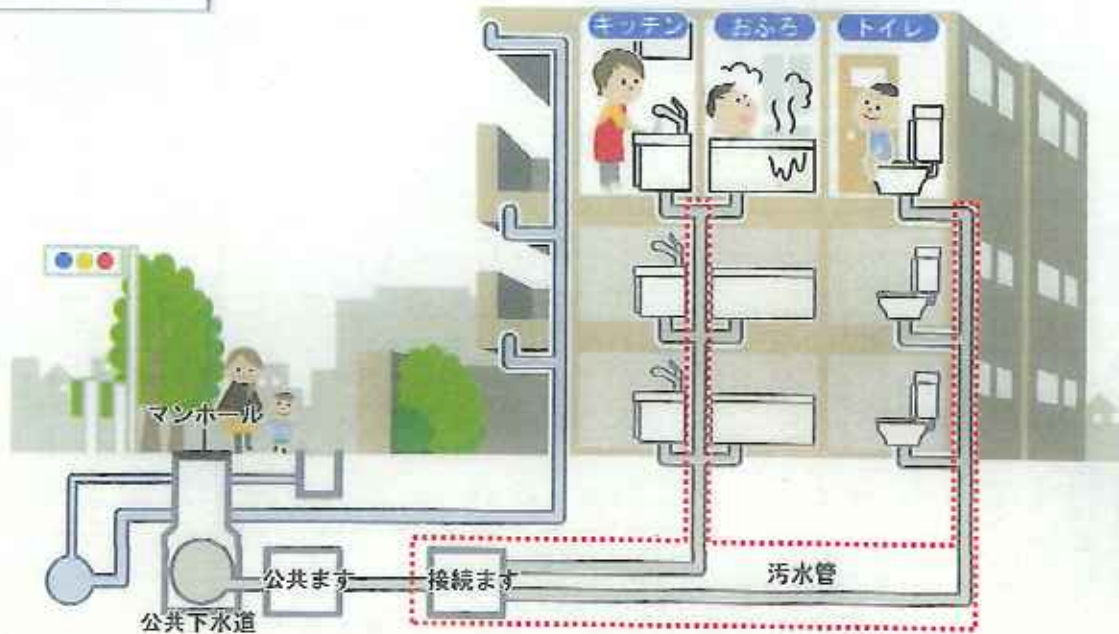
17

戸建住宅		全 壊					大規模半壊					
被災程度		次上1m以上沈下		6cm以上		軒高まで沈下		2cm以上6cm未満				
再建方法		建て替え	別の場所に建て替え・移入	住宅再興	補修	地盤復旧	建て替え	別の場所に建て替え・移入	住宅再興	補修	地盤復旧	解体
基礎支援		100	100	100	100	100	50 (100*)	50	50	50	50	50 (100*)
加算支援		200	200	50	100	100	200	200	50	100	100	—
県		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市		100	—	—	100	100	100	—	—	100	100	—

戸建住宅		半 壊			一部損壊			
被災程度		基礎の天地下25cmまで		1.2cm以上2cm未満		1.2cm未満		
再建方法		建て替え	補修	解体	地盤復旧	建て替え	解体	地盤復旧
基礎支援		100*	—	100*	—	—	—	—
加算支援		200	—	—	—	—	—	—
県		—	25	—	100	—	100	100
市		100	25	—	100	100	—	100

半壊・大規模半壊の判定を受け、やむを得ない理由で解体した場合は、全壊と見なされ、基礎支援金として100万円が国から支給されます。建て替える場合は、基礎支援のほかに加算支援もあります。

18



対象は、被災証明または被災証明を受けた分譲集合住宅の管理組合で、対象となる工事は、被災した敷地・共用部分のライフラインの復旧工事です。
 ※ライフラインとは、電気、ガス、上・下水道および電話などの通信を利用するための設備
 なお、支給額は、分譲集合住宅の管理組合が行ったライフラインの復旧工事費用の3分の1の額で、上限は3000万円です。

従来基準による建物被害認定結果と新基準適用後の結果

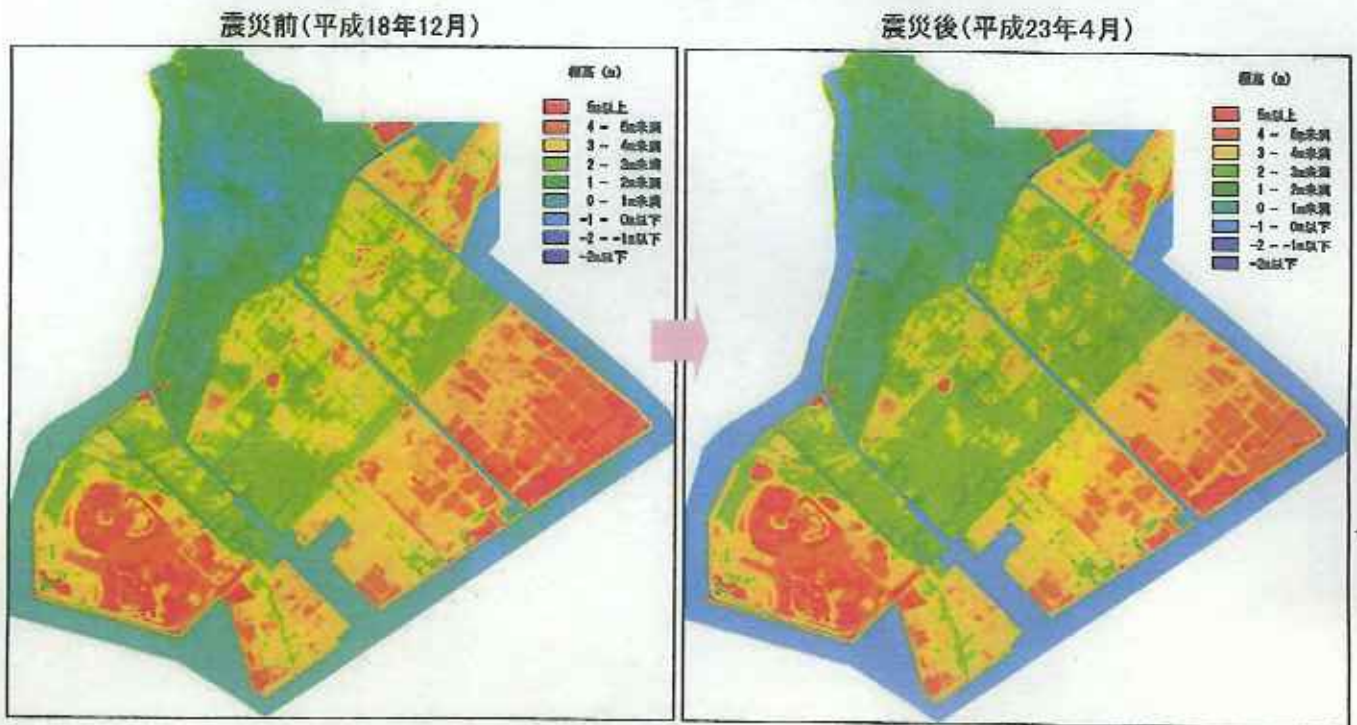
	家屋被害認定調査	
	従来基準による家屋被害認定結果	新基準適用後の家屋被害認定結果
全壊	8	18
大規模半壊	0	1,546
半壊	33	2,153
一部損壊	7,930	5,202
被害なし	1,028	1,001
合計	8,999	9,920

新基準欄については
 ■平成23年9月16日現在の調査物件数
 ■5月2日付け被害判定の緩和後の新基準による
 ■傾斜の再調査(第1次再調査)や2次調査により、
 今後、総数および内訳が変更になる可能性がある

これまでの建物被害認定の調査・判定方法では、東日本大震災の地盤の液状化による住家被害の実態にそぐわない！

vii 航空レーザー計測による震災前と後での変化

2 時期の標高段彩図（標高に応じて色情報を付与した地図）



注:データの精度は±15cm。また、海・河川は計測外となっているので特に色の意味はない。

21

標高差分図（標高変動量に応じて色情報を付与した地図）



注:データの精度は±15cm。また、海・河川は計測外となっているので特に色の意味はない。

22

viii 原因究明と対策検討

課題	液状化被害の原因究明とそれを踏まえた液状化対策工法検討
対策	液状化指標や土質解析結果を重ね合わせ、原因究明と対策工法検討資料として活用する。

